

いじめの防止に関する基本方針

令和4年4月1日
練馬区立石神井西中学校

1 本校の基本姿勢

- (1) 「いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない」との認識に立ち、毅然とした指導を行い、自他の人格や生命を尊重し、いじめのない学校づくりに全校体制で取り組んでいく
- (2) いじめられた生徒の立場に立った、対応を行う

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえて、全教育活動を通じていじめの未然防止に取り組むとともに、定期的なアンケートや教育相談を実施し、早期発見に努める
- (2) いじめの兆候や発生を見逃さず、全教職員で、組織的に迅速な対応を行う
- (3) いじめの疑いがある時は、保護者やスクールカウンセラーなどとも連携を密にし、広く情報を集め対応する
- (4) 校内研修会や校外研修会を通じて全教職員の資質向上を図るとともに、生徒会やPTA役員会を中心とした生徒や保護者の参画によるいじめ防止等の取組みに努める
- (5) 重大ないじめがあった時は、すみやかに関係機関と連携しながら対応する

3 いじめ対策組織の設置

いじめ防止対策委員会・・・校長、副校長、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー
学校いじめ対策推進教員（令和4年度は生活指導主任が兼務）

※ ケースに応じて学級担任、心のふれあい相談員も加える。また、重大ないじめの場合は、本校サポートチーム会議を開き対応する。

4 学校の取組み及び保護者との連携

| | 学校の取組み内容 | 保護者への啓発・連携 |
|----------|--|--|
| いじめの未然防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の生徒の人格を尊重し、所属感、自己有用感を体感できる学級経営 ○道徳や学活の時間を通じた生徒の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の価値観の理解 ・正しい判断力の育成 ○生徒会活動を通じた防止への取組み (いじめ防止ポスター・生徒会朝礼での呼びかけ・あいさつ運動など、いじめ撲滅宣言) ○道徳教育・人権教育の充実 (生徒自身がいじめについて考える機会を設ける) ○奉仕体験活動への参加 ○講演会等によるいじめ防止のための学習 (情報モラル) | <ul style="list-style-type: none"> ○各家庭での規範意識・善悪の正しい判断、思いやりの心などの育成 ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりと通信内容の把握 ○地域活動への積極的参加 ○PTA役員との連携（PTA主催による教育講演会等の実施） ○学校だより、学年・学級だより、相談室だよりなどでの発信 |
| いじめの早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ○毎朝の主任打ち合わせ、企画委員会、職員会議で気になる生徒の情報交換による共通理解、足並みをそろえた指導 ○校内研修会や外部の研修会に参加し、いじめを見抜く力の向上を図る ○集団から離れている生徒への声かけ ○ふれあいアンケート(年3回)・学校生活アンケート、スクールカウンセラー面談(年1回、不定期)との | <ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れ・乱れ、ケガの点検 ○子どもの持ち物の紛失や増加への注意 ○担任、部活動顧問、教員への随時相談 |

| | | | |
|-----------|-------------|---|---|
| | | 相談による情報収集 ○小さな出来事にも危機感をもち対応 | |
| いじめへの早期対応 | 受け取っている被害生徒 | ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握・迅速な初期対応 ○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことを約束 ○いじめ防止対策委員会による対応方針の検討・決定 ○関係機関と連携 ○別室登校・相談室登校などの緊急避難 ○休み時間・登下校時の教員の見回り、授業中の配慮 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談 | ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校との連携 ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談 ○医療機関や警察等との連携 |
| | いじめに加わった生徒 | ○事実を確認し、「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめへの対応を行う ○いじめ防止対策委員会による対応方針の検討と決定 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決、再発防止に向けた指導 ○ケースによっては懲戒や別室指導を行う ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携 | ○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞く ○問題解決へ向けた学校との連携 ○いじめを行う心理的な要因の分析と再発防止に向けた対策 ○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との相談 ○医療機関や警察等との連携 ○被害生徒・保護者への対応（謝罪等） |
| | いかかわっている生徒 | ○傍観することがいじめに加担することと同じであることやいじめられた生徒の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 ○いじめについて考える授業や機会を意図的・計画的に設ける（道徳、学活） ○いじめを感じたらすぐに教師に相談する風土づくり | ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校へのすばやい情報提供 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならないよう家庭での学校と共同した指導 |

5 地域への啓発、協力依頼

- (1) 学校への速やかな連絡、情報提供
- (2) 子供たちへの積極的なあいさつと声かけ
- (3) 広場や公園など近隣でおかしな言動や困っている子供をみかけたら積極的に声をかける

6 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断した場合、躊躇することなく所管警察と連携し、対応する
- (2) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、すみやかに教育委員会へ報告・相談し、連携して対応する

7 学校評価によるいじめ防止対策に関するPDCAサイクルによる改善

学校評価においていじめ問題への取り組み等を自己評価し、その結果を保護者や学校評議委員会へ報告し、いじめの未然防止・早期発見、早期解決に向けた取組の改善を行う。

8. 小中連携によるいじめ防止、解決に向けた取り組み

生徒会が中心となり、小学校と連携した取り組みを行い、思いやりの気持ちや相手の身になって考え行動する力を育成する。